

令和7年4月1日から産前産後支援ヘルパー（あったかハンド）を拡大します！

1. 拡大内容

単胎世帯向けの内容を、下記のとおり拡大します。

(1) 利用期間の拡大

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
産前1か月前から 1歳未満まで	①母子健康手帳取得時から1歳未満まで ②1歳から2歳未満まで ③2歳から3歳未満まで

(2) 利用上限時間の拡大

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
期間を通じて60時間 ただし、出生時に3歳未満のきょうだいがいる場合は、180時間	①母子健康手帳取得時から1歳未満まで： <u>96時間</u> ②1歳から2歳未満まで： <u>96時間</u> ③2歳から3歳未満まで： <u>96時間</u> (最大288時間)

※「母子健康手帳取得時から1歳未満まで」、「1歳から2歳未満まで」、「2歳から3歳未満まで」の各期間ごとに、ご利用の申請が必要です。

※各期間で付与された利用上限時間は、次の期間に持ち越すことはできません。

例：「母子健康手帳取得時から1歳未満まで」の期間に96時間を付与され、そのうち20時間分が未利用の場合、「1歳から2歳未満まで」の期間にその残った20時間分を持ち越すことはできず、新たに付与される96時間が利用上限時間になります。

※区内在住で、家庭内に妊婦または乳幼児を介助する方がいないため、育児や家事が困難となっている方が対象です。また、家庭状況把握のため、台東保健所または浅草保健相談センターで「ゆりかご・たいとう面接」、「乳児家庭全戸訪問」、「3～4か月児健康診査」のいずれかを受けていることが利用条件です。

※3月中旬から新制度に基づくご利用の事前申請を受け付ける予定です。

2. 令和6年度以前に利用のご申請を頂いた方について

(1) 180時間が利用上限になっている方

3歳未満の兄または姉がおり、180時間を利用上限として利用決定を受けた方は、令和7年4月1日以降も利用期限まで引き続き180時間までご利用頂けます。

また、利用券の差替えは行いませんが、「出産予定日の1か月前」からではなく、「母子健康手帳取得時」からご利用頂けます。

(2) 60時間が利用上限になっている方

60時間を利用上限として利用決定を受けた方は、希望する場合、追加申請を行うことにより、令和7年4月1日以降、追加で36時間利用することができます。

したがって、利用期限まで、計96時間を上限にご利用頂けます。

また、利用券の差替えは行いませんが、「出産予定日の1か月前」からではなく、「母子健康手帳取得時」からご利用頂けます。

3月中旬から追加申請を受け付ける予定です。